

令和4年度

越前市財政健全化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 1 8 3 号
令 和 5 年 8 月 8 日

越前市長 山 田 賢 一 様

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田 中 希 世 子

同 川 崎 俊 之

令和4年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
1 審査意見	2
2 財政健全化判断比率等の分析	2
(1) 財政健全化判断比率	3
ア 実質赤字比率について	3
イ 連結実質赤字比率について	3
ウ 実質公債費比率について	4
エ 将来負担比率について	5
(2) 資金不足比率	6
(3) 参考資料	8

注 記

- 文中の金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。また、表中の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満の端数処理については、「健全化判断比率等調書」に準じた。
- 各表中の比率は、原則として小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。
- 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は、減を表す。
- 「－」は、該当数値のないものである。

第1 審査の対象

対象会計は、一般会計及び公営事業会計 6 会計、あわせて 7 会計である。本年度決算に基づく、財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計

一 般 会 計			↑ 実質赤字比率 ↓					
公 営 事 業 会 計	普通会計以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		↓ 連結実質赤字比率 ↓	↓ 実質公債費比率 ↓	↓ 将来負担比率 ↓	↑ 資金不足比率 ↓	
		介護保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
	公 営 企 業 会 計 地方公営企業法を適用する事業	水道事業会計						
		工業用水道事業会計						
		下水道事業会計						
一 部 事 務 組 合								
第 三 セ ク タ ー 等								

第2 審査の期間

令和5年8月1日から令和5年8月8日まで

第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された本年度決算に基づく財政健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析は、次のとおりである。

1 審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っていた。

まず、「実質公債費比率」は、前年度比ほぼ横ばいの10.1%となった。

次に、「将来負担比率」については、地方債の現在高の減等による分子の減に対して、標準財政規模の減による分母の減が上回ったことにより2.5ポイント悪化し、120.6%となった。令和3年度県内9市比較では、最も高くなっている。

今回求められた比率が国の早期健全化基準値以下であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

2 財政健全化判断比率等の分析

財政健全化判断比率等の推移

(単位:%)

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	12.44	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.44	30.00
実質公債費比率	11.1	10.2	10.1	25.0	35.0
将来負担比率	132.3	118.1	120.6	350.0	—
資金不足比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	20.0	
工業用水道事業会計	—	—	—		
下水道事業会計	—	—	—		

※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合は、財政(経営)健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。また、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほか、起債が許可制となる。

(1) 財政健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、普通会計の赤字の深刻度を表す指標で、普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

審査にあたっては、実質収支額が正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

本年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額413億148万円から歳出総額400億7,752万円差し引いた歳入歳出差引額12億2,395万円に対して、翌年度に繰り越すべき財源1億726万円をさらに差し引いたもので、11億1,669万円の黒字となり、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となった。

なお、普通会計の実質収支額の状況は、第1表のとおりである。また、標準財政規模の算出内訳は、第2表のとおりである。

第1表 普通会計における実質収支額 (単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	増減額
一般会計		1,116,690	985,126	131,564

第2表 標準財政規模の算出内訳 (単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	増減額
標準税収入額等		15,548,876	15,398,850	150,026
普通交付税額		4,573,999	4,251,192	322,807
臨時財政対策債発行可能額		452,783	1,440,709	△987,926
合計(標準財政規模の額)		20,575,658	21,090,751	△515,093

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、普通会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

審査にあたっては、普通会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の連結実質収支額は、45億4,574万円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となった。

なお、全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位:千円)

区分		年度	令和4年度	令和3年度	増減額	
一般会計(A)			1,116,690	985,126	131,564	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計		82,832	85,029	△2,197	
	介護保険特別会計		170,783	159,920	10,863	
	後期高齢者医療特別会計		1,639	1,617	22	
	小計(B)		255,254	246,566	8,688	
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計		2,343,982	2,261,649	82,333
		工業用水道事業会計		51,676	108,600	△56,924
		下水道事業会計		778,137	568,476	209,661
		小計(法適用)(C)		3,173,795	2,938,725	235,070
合計(A+B+C)			4,545,739	4,170,417	375,322	

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、前3か年の平均値で示される。この指標が高くなるほど公債費のウエイトが大きくなり、財政の弾力性が低下することになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の実質公債費比率(3か年平均)は10.1%であり、前年度比はほぼ横ばいとなり、本指標の早期健全化基準25.0%を下回っている。なお、本市の行財政構造改革プログラムの目標値では15.0%以内となっている。

実質公債費比率の算出内訳は、第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の算出内訳

(単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	増減額
地方債の 元利償還金	公債費 (A)	4,390,718	4,077,075	313,643
準元利 償還金	① 公営企業繰入金	1,050,465	1,192,813	△142,348
	② 一部事務組合負担金	329,325	264,020	65,305
	③ 公債費に準ずる債務負担行為額	155,774	155,774	0
	小計 (B)	1,535,564	1,612,607	△77,043
特定財源	① 市営住宅使用料	33,706	38,745	△5,039
	② 都市計画税充当可能額	519,588	577,865	△58,277
	③ 地域総合整備資金貸付金元金収入	69,998	69,998	0
	小計 (C)	623,292	686,608	△63,316
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)		3,371,297	3,325,709	45,588
標準財政規模 (E)		20,575,658	21,090,751	△515,093
実質公債費比率(単年度) [{(A+B)-(C+D)} / (E-D)] × 100 (%)		11.2	9.4	1.8
実質公債費比率(3か年平均)(%)		10.1	10.2	△0.1

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。

将来負担比率	=	将来負担額 - 充当可能財源等	標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
--------	---	-----------------	------------------------------------

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する繰入見込額、退職手当負担見込額、都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が、それぞれ関係資料に基づき正確に算定及び計上されているかを主眼として実施した。

本年度の将来負担比率は、120.6%で、地方債の現在高の減等による分子の減に対して、標準財政規模の減による分母の減が上回ったことにより前年度比 2.5 ポイント悪化した。本指標の早期健全化基準 350.0%を下回っている。なお、本市の行財政構造改革プログラムの目標値では 150.0%以内となっている。

将来負担比率の算出内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の算出内訳

(単位:千円)

区分	年度	令和4年度	令和3年度	増減額
将来負担額	① 一般会計等地方債現在高	44,678,452	46,195,041	△1,516,589
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	2,675,563	2,943,931	△268,368
	③ 公営企業債等繰入見込額	17,207,160	17,878,231	△671,071
	④ 一部事務組合等負担見込額	6,365,285	6,613,419	△248,134
	⑤ 退職手当負担見込額	3,730,906	3,792,285	△61,379
	計 (A)	74,657,366	77,422,907	△2,765,541
充当可能財源等	① 充当可能基金(財政調整基金等)	4,582,503	4,599,711	△17,208
	② 充当可能特定収入額(都市計画税等)	7,694,554	7,820,040	△125,486
	③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	41,628,239	44,021,432	△2,393,193
	計 (B)	53,905,296	56,441,183	△2,535,887
標準財政規模 (C)		20,575,658	21,090,751	△515,093
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,371,297	3,325,709	45,588
将来負担比率 { (A - B) / (C - D) } × 100 (%)		120.6	118.1	2.5

※ 将来負担額の③公営企業債等繰入見込額の内訳は、水道事業11億7,099万円、工業用水道事業11億6,757万円、下水道事業148億6,858万円

※ 将来負担額の④一部事務組合等負担見込額の内訳は、南越消防組合9億3,561万円、南越清掃組合54億2,966万円

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に課題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

※ 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、流動負債の額から流動資産の額を控除した額

※ 事業の規模は、「営業収益の額－受託工事収益の額」により算出

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、法適用企業に係る水道事業、工

業用水道事業、下水道事業の3会計が資金剰余の状態、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となった。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業会計の資金剰余の内訳は、水道事業が23億4,398万円、工業用水道事業が5,167万円、下水道事業が7億7,813万円である。

資金不足比率の算出内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の算出内訳

(単位:千円・%)

区分		会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	下水道事業会計
流動負債の額	流動負債の額 (A)		402,888	36,500	2,542,323
	控除企業債等の額 (B)		178,678	21,132	1,560,338
	計(C)=(A-B)		224,210	15,368	981,985
流動資産の額 (D)		2,568,192	67,044	1,760,122	
資金の不足額 (E)=(C-D)		△2,343,982	△51,676	△778,137	
事業規模	営業収益の額 (F)		1,705,669	53,715	924,814
	受託工事収益の額 (G)		2,898	0	0
	計(H)=(F-G)		1,702,771	53,715	924,814
資金不足比率 (E)／(H)		—	—	—	

(3) 参考資料

令和3年度決算県内自治体の健全化判断比率・資金不足比率の状況 (単位:%)

区分	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	公 営 企 業 資金不足比率	
福 井 市	—	—	10.5	50.6	—	
敦 賀 市	—	—	5.3	—	—	
小 浜 市	—	—	11.7	102.7	—	
大 野 市	—	—	8.0	23.3	—	
勝 山 市	—	—	8.4	58.0	—	
鯖 江 市	—	—	6.0	—	—	
あ わ ら 市	—	—	6.7	35.8	—	
越 前 市	—	—	10.2	118.1	—	
坂 井 市	—	—	7.0	44.8	—	
9 市 平 均	—	—	8.2	48.1	—	
全国市区町平均	—	—	5.5	15.4	—	
基準値	①財政再生 基準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上: 経営健全化 団体
	②早期健全化 基準	11.25~ 15.00%以上	16.25~ 20.00%以上	25%以上	350%以上	
	③起債許可 基準	2.50~ 10.00%以上	—	18%以上	—	10%以上: 起債許可事業

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」で表記

2. 福井県内の平均値は単純平均値、全国平均値は加重平均